

平成 24 年度 公益財団法人日本体育協会公認スポーツドクター養成講習会 開催要項

1. 目 的

全国各地で、スポーツ活動を実践している人達の健康管理やスポーツ障害に対する予防、治療等の臨床活動を行うとともに、スポーツ医学の研究、教育、普及活動にあたる医師を対象に「公益財団法人日本体育協会公認スポーツドクター設置要項」に基づき、標記養成講習会を開催する。

2. 主 催 公益財団法人 日本体育協会

3. カリキュラム

・基礎科目(25 単位) ・応用科目(27 単位) (詳細は別紙カリキュラム一覧参照)

4. 実施方法(開催期日・会場)

開催区分	開催期日	会場	定員	備考
基礎科目Ⅰ	10 月 20 日(土)9:50～17:40 21 日(日)9:00～17:50	「ベルサール九段」 〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-8-10 住友不動産九段ビル 3・4F	200 名	
基礎科目Ⅱ	平成 25 年 1 月 12 日(土)9:50～17:40 13 日(日)9:00～16:50	「ベルサール飯田橋駅前」 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル 1F		
応用科目Ⅰ	9 月 8 日(土)12:45～17:50 9 日(日)9:00～15:30	「ベルサール飯田橋駅前」 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル 1F	300 名	基礎科目 修了者 ・ 基礎科目 免除者
応用科目Ⅱ	12 月 8 日(土)13:00～17:30 9 日(日)9:00～15:30	「ベルサール飯田橋駅前」 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル 1F		
応用科目Ⅲ	平成 25 年 2 月 16 日(土)13:00～17:30 17 日(日)9:00～15:30	「ベルサール飯田橋ファースト」 〒112-0004 東京都文京区後楽 2-6-1 住友不動産飯田橋ファーストタワー B1		

※ 定員には前年度までに受講を始めた者(以下「過年度受講者」)を含む。

※ 期日については予定。事情により変更する場合もある。

注1) 基礎科目の受講を修了した後に、応用科目を受講すること。ただし、同一年度に基礎科目と応用科目を同時に受講することはできない。なお、講習は単位制のため、基礎・応用それぞれの科目内での受講順序は、Ⅰ・ⅡあるいはⅢのいずれからでも受講できる。

注2) 過年度受講者のうち、応用科目を受講できる者は、前年度までに基礎科目Ⅰ・Ⅱの受講を修了し、日本体育協会(以下「本会」)が発行した「基礎科目修了証」を有する者、または、本要項第 11 項②の手続きを行った者とする。

5. 受講者

① 受講条件:受講申し込み年度内に日本国の医師免許取得後 5 年を経過し(平成 20 年 3 月 31 日までに取得)、本会あるいは本会加盟(準加盟)団体(以下「加盟団体」)より推薦され、本会が認めた者。

② 新規募集者数:基礎科目からの受講者:110 名程度 応用科目からの受講者:80 名程度

6. 受講申込

① 申込方法:受講者の募集は、加盟団体を通じて行う。受講を希望する場合は、加盟団体の推薦を取り付け、所定の新規受講個人申込書(顔写真を 1 部貼付・1 部添付)に必要事項を記入し医師免許の写しを添付して、加盟団体へ申込む。加盟団体において受講資格等を確認の上、所定推薦様式により個人申込書を取りまとめ、本会へ提出する。

② 申込期間:加盟団体から本会への提出期限 **平成 24 年 5 月 14 日(月)必着**

7. 受講料

- ・基礎科目からの受講者 49,000 円(教材費含む)
- ・応用科目からの受講者 28,000 円(教材費含む)

※ 受講料は本会が送付する受講内定通知到着後に納入すること。なお、上記受講料は受講修了あるいは受講有効期限まで有効となる。

なお、一度納入された受講料は、いかなる理由があっても返還しない。

※講習会参加に係わる経費(宿泊、交通費等)は自己手配・自己負担とする。

8. 受講者の決定

(1) 内定

- ① 新規受講の採否の結果は、本会より、当該受講希望者を推薦した加盟団体（以下「推薦団体」）並びに受講希望者本人宛通知する。受講内定者に対しては、内定通知および受講料納入の案内を送付する。
- ② 受講内定者は、受講料を指定期日までに納入すること。指定期日までに受講料を納入しない場合は内定を取り消す場合もある。

(2) 決定

- ① 受講料の納入を本会で確認した後に正式な受講者として決定し、受講者番号を付した受講者証、ハンドブック等必要書類を送付する。
- ② 受講者番号は、本講習会の全単位を修了するまで変更されない。

※ 受講有効期限:

- ① 受講者の受講有効期限は、受講者となった年度を含め、基礎科目からの受講者は6年間、応用科目からの受講者は3年間とする。
- ② 受講有効期限内に全ての講習を修了できない場合は、再度新規受講手続きを必要とする。ただし、本会指導者育成専門委員会スポーツドクター部会（以下「ドクター部会」）で受講延長が認められた場合はこの限りではない。

※ 受講取り消し: 受講者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、ドクター部会で審査し受講が取り消される。

9. 講習の免除

- ① 日本医師会認定健康スポーツ医に認定された者、または日本整形外科学会認定スポーツ医学研修会の総論Aを修了した者は、それぞれ発行された認定証または、修了証を申込書に添えて提出することにより、講習会における基礎科目25単位の受講を免除することができる。
- ② 過年度受講者で基礎科目未修了者も、受講期間中に上記資格を取得または研修会を修了した場合、本会へ証明する書類の提出があった場合、基礎科目免除対象者として基礎科目修了証を発行し、応用科目を受講することができる。ただし、年度途中で免除の申請のあった場合には、応用科目の受講が可能となる。

10. 審査

- ① 基礎科目、応用科目の全ての講習を修了した者には、本会より資格審査申請手続きの案内を送付する（受講修了年度3月頃を予定）。修了者は送付された資格審査申請書に必要事項を記入し、推薦団体へ提出する。
- ② 提出された資格審査申請書をスポーツドクター部会において、相当のスポーツ医学の臨床経験を有するかどうかを審査し、審査結果を本人及び推薦団体に通知する。
- ③ 上記審査で新規認定者として認められた者には別途本会より登録に関する案内を送付する。

11. 登録及び認定

- ① 上記10-③により送付された登録に関する案内に基づき、登録申請書に必要事項を記入し、推薦団体へ提出するとともに、登録料を納入すること。
- ② 本会は、手続きを完了した者を「公益財団法人日本体育協会公認スポーツドクター」として認定し、10月1日発効の「認定証」を交付する。
- ③ 登録料は4年間で40,000円とする。
- ④ 登録による認定期間は4年間（初回のみ4年6ヶ月）とする。以後本資格を更新登録する場合は、本会が別に定める研修を受けなければならない。

12. その他（注意事項等）

(1) 基礎科目修了証明書について

基礎科目25単位を修了した者には、基礎科目修了年度末に、基礎科目修了証明書を発行する。

(2) 未修了者の次年度以降の講習会受講について

前年度までに全ての講習を修了しなかった未修了者には、受講有効期限満了まで、当該年度の受講案内を本人宛送付する。受講希望者は開催日程等確認のうえ、所定の申込書を本会へ提出する。

(3) 基礎科目カリキュラムの改定にかかわる移行措置について

過年度において本講習会の受講を開始し、本年度4月時点において未修了となっている受講者については、別に設けるカリキュラム対応表に基づき、旧カリキュラムから新カリキュラムへの移行措置を実施する。

(4) 個人情報の取扱いについて

本講習会受講に際し取得した個人情報とは、本会及び推薦団体が、本講習会の受講管理に関する連絡（資料の送付等）およびスポーツドクター関係事業を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を利用する際は、その旨明示し了解を得るものとする。

【本件に関する問合せ先】

公益財団法人 日本体育協会 スポーツ指導者育成部 スポーツドクター担当

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館

TEL: 03-3481-2226 FAX: 03-3481-2284 E-Mail: sports-doctor@japan-sports.or.jp



スポーツ振興くじ助成事業

フェアプレイで日本を元気に ~あくしゅ、あいさつ、ありがとう~

目指せ100万人のフェアプレイ宣言！WEBで好評受付中！

<http://www.japan-sports.or.jp/fair/>

公益財団法人 日本体育協会